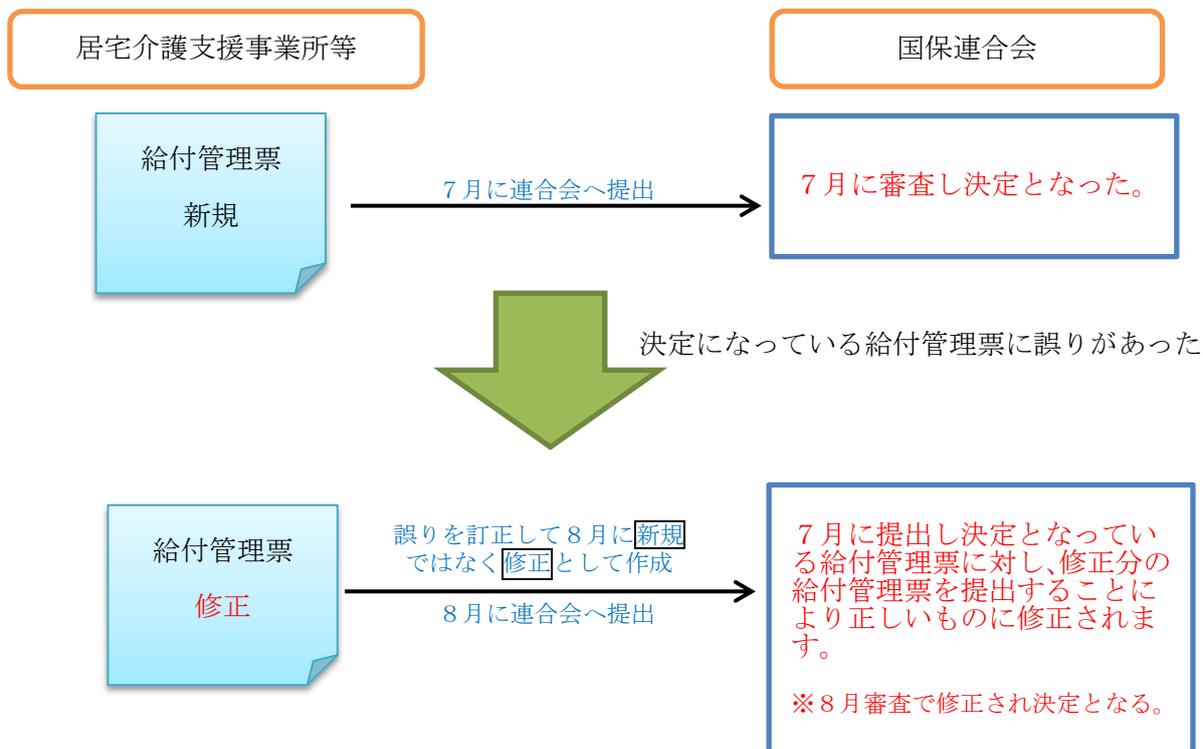


給付管理票作成にかかる留意事項について

○修正で作成する場合

① 1度提出して決定されたが、記載内容に誤りがあった給付管理票

(例) 平成27年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出し決定となったが、誤りがあったため8月に修正分として提出する場合。



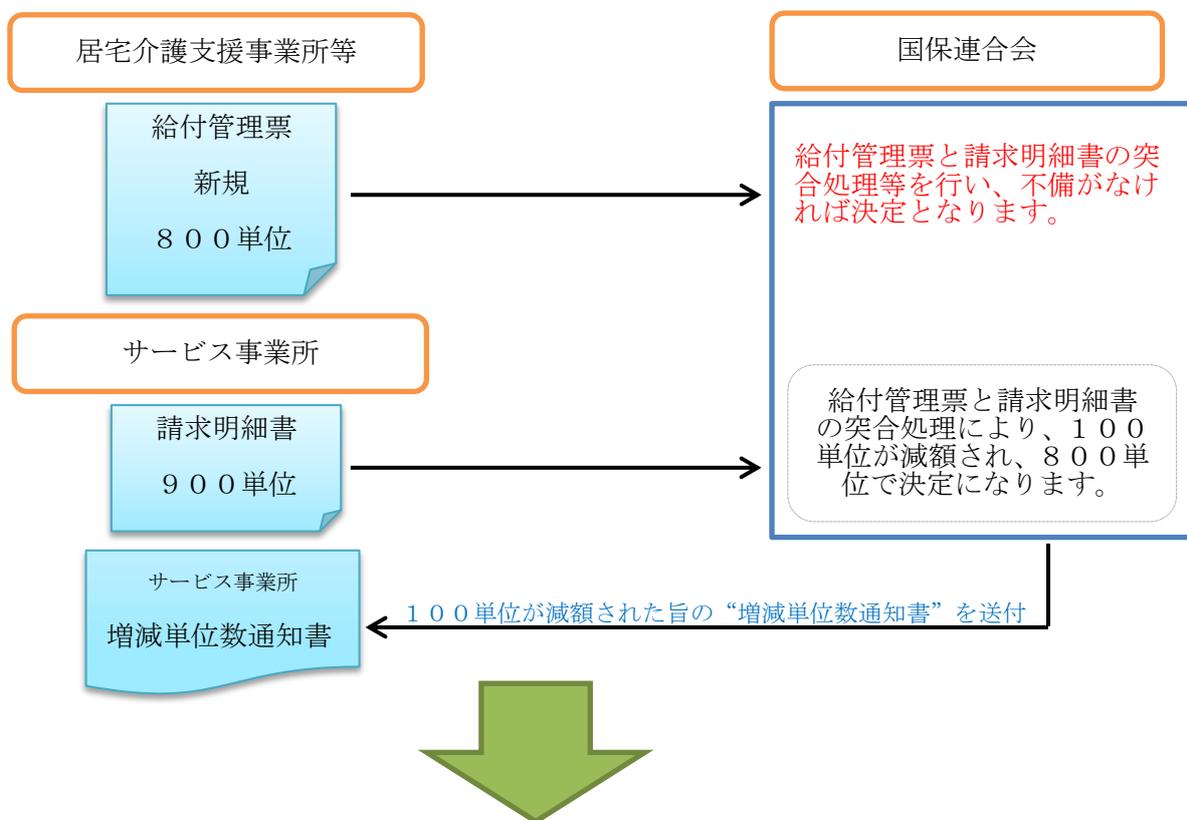
※決定となっている給付管理票の単位数や事業所番号等に誤りがあった場合は、該当する箇所を訂正し、新規ではなく修正で提出します。

※決定となっている給付管理票に対して新規で再提出した場合は、すで実績があるため返戻になります。(※返戻内容：ANNJ “過去に同じ給付管理票（新規）を提出済”)

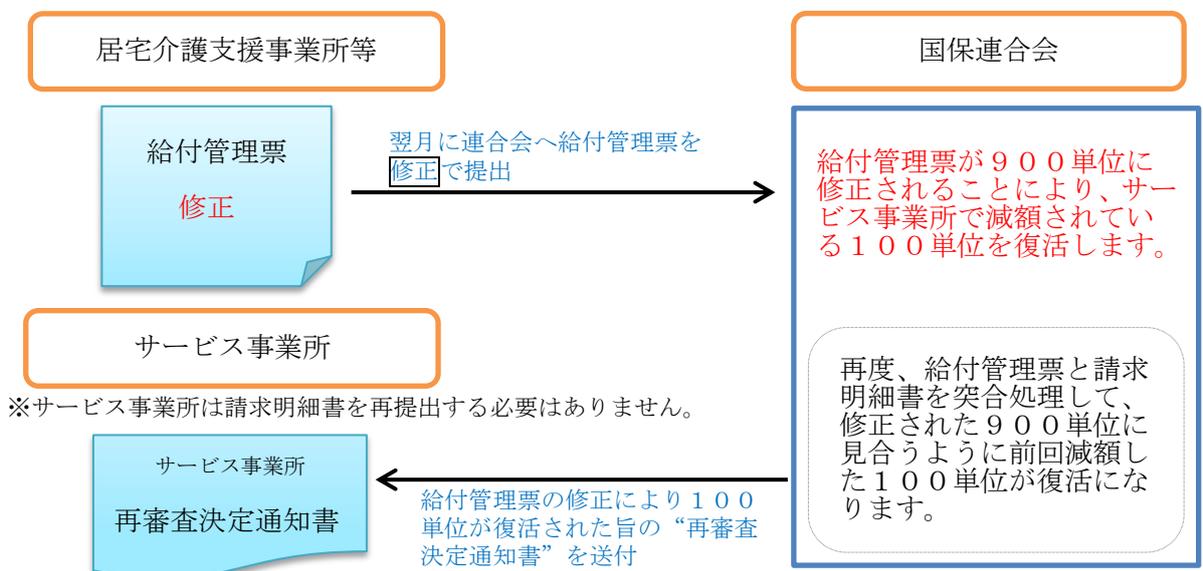
※帳票（紙）で提出する場合は、給付管理票の右上に朱書きで「修正」と記載してください。

(例) 計画単位数900単位が正しいのにも関わらず、居宅介護支援事業所等が「給付管理票」の計画単位数を800単位と誤って提出してしまい、サービス事業所の請求明細書は正しい900単位で請求した場合。

《請求》



《対応》



※給付管理票の誤りによる減額なので居宅介護支援事業所は、給付管理票を“修正”として提出してください。

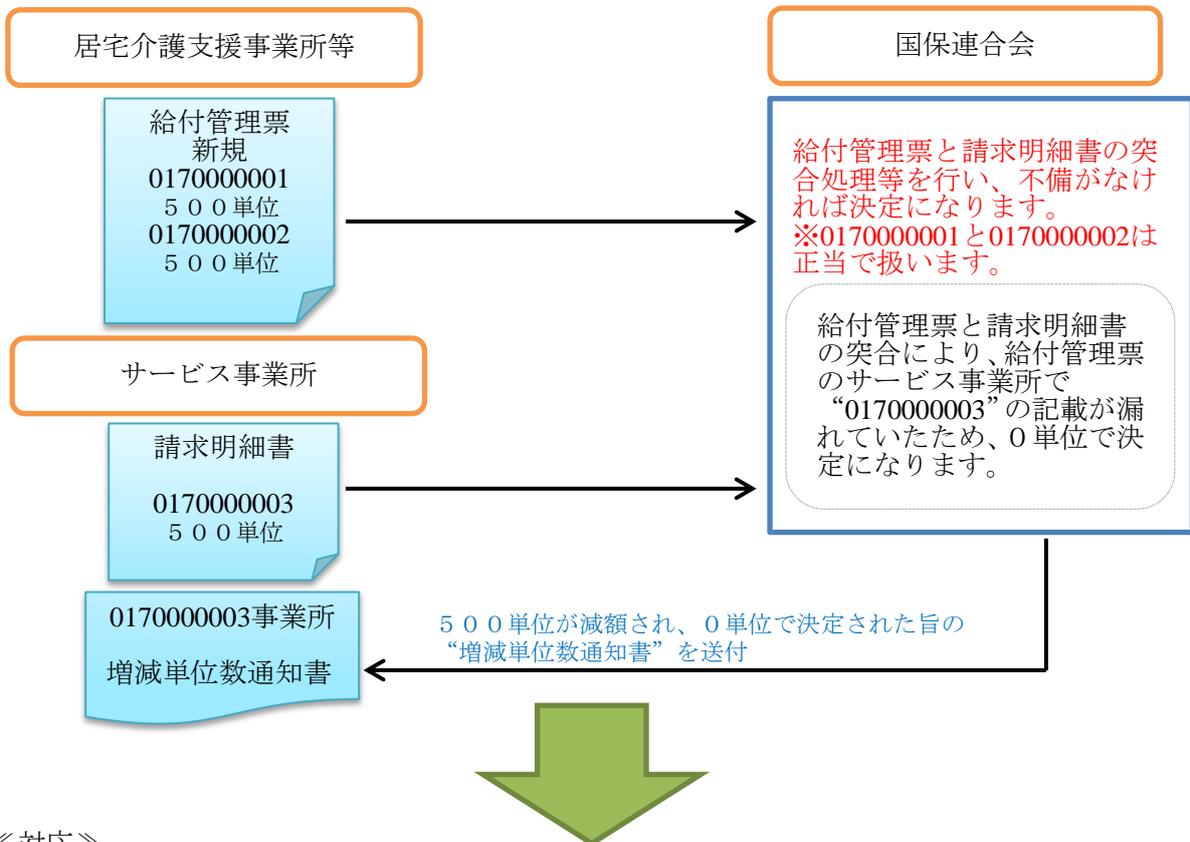
※居宅介護支援事業所で“修正”をすることにより、減単位数分が復活しますので、サービス事業所は再請求の必要はありません。

※給付管理票の“修正は”当初提出した給付管理票情報を上書き処理するため、修正箇所のみで提出すると、その他の前回提出した正しい情報は抹消されますので、新規と同様に全ての情報が必要です。

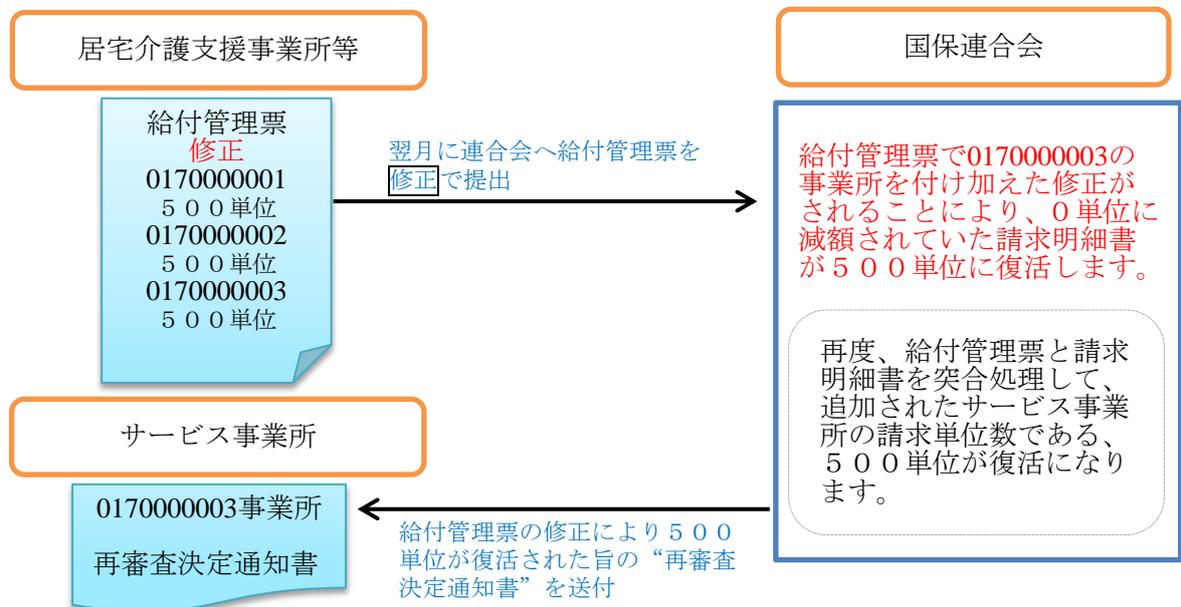
② 給付管理票で1つのサービス事業所が漏れていた場合

(例) 居宅サービスが3事業所での実施が正しいのにも関わらず、居宅介護支援事業所等の「給付管理票」提出で2サービス事業所のみとし、1サービス事業所分が漏れていた場合。

《請求》



《対応》



※ 1事業所が漏れた場合であっても不備等がなければ給付管理票は決定となり、その漏れたサービス事業所の請求明細書は0単位で決定されます。

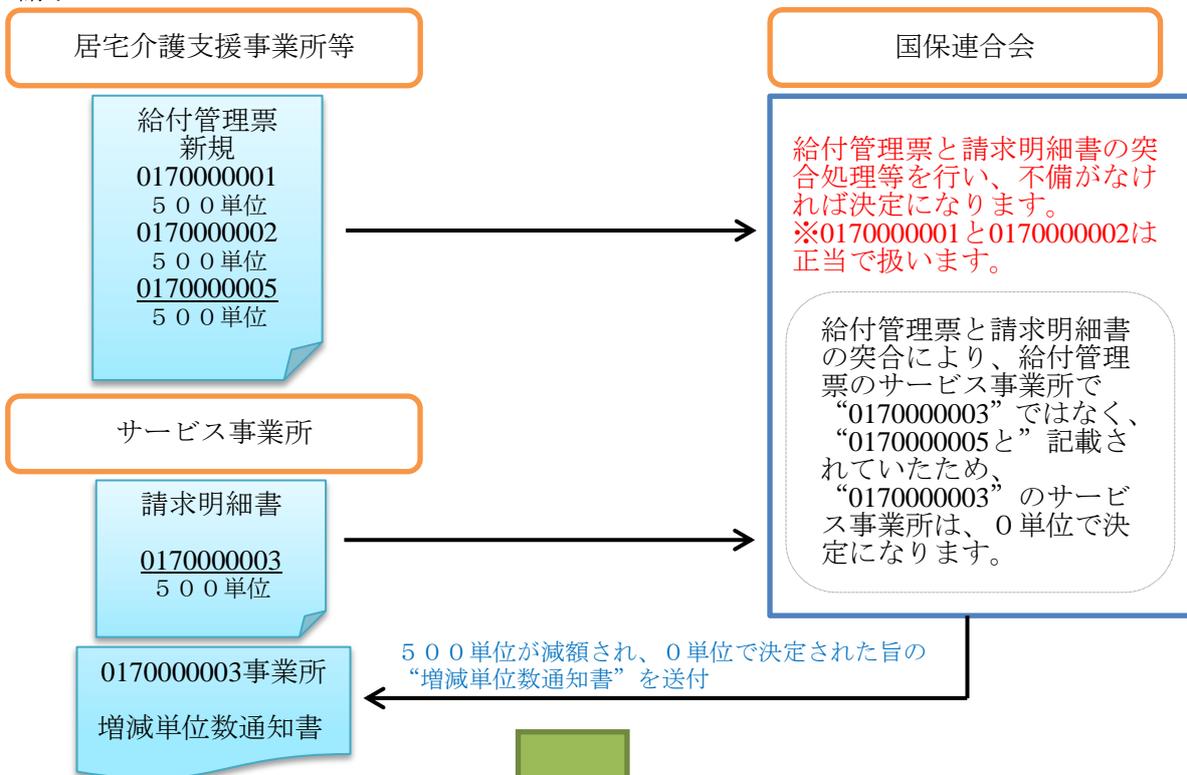
※ 居宅介護支援事業所で“修正”をすることにより、0単位で決定となっていたサービス事業所の請求明細書が請求単位数に復活しますので、サービス事業所は再請求の必要はありません。

※ 給付管理票の“修正は”当初提出した給付管理票情報を上書き処理するため、修正箇所のみで提出すると、その他の前回提出した正しい情報は抹消されますので、新規と同様に全ての情報が必要です。

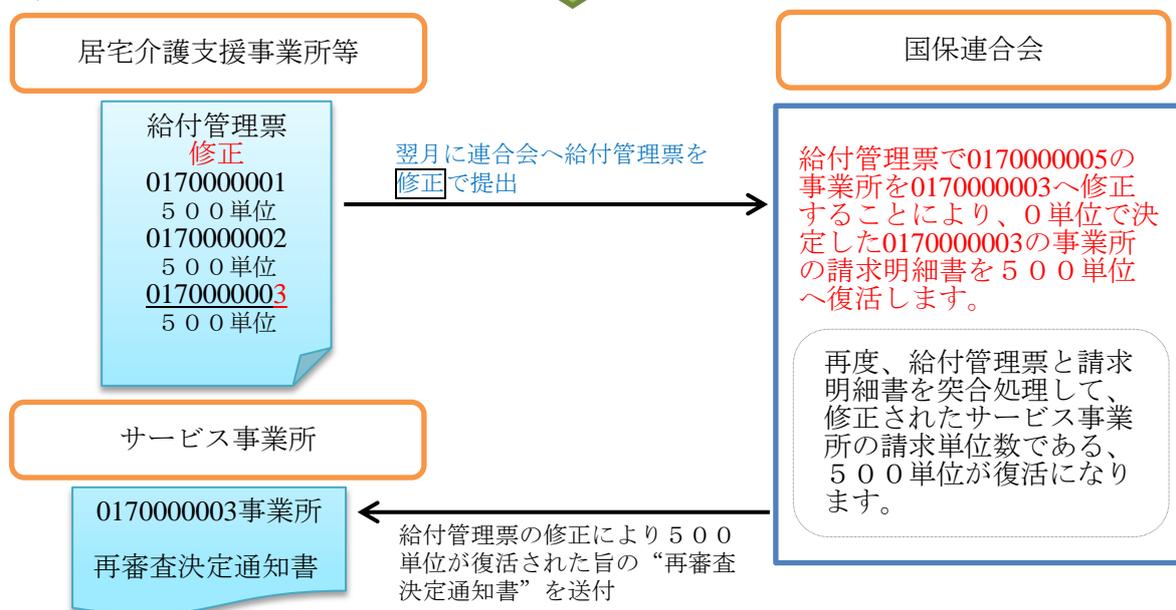
③ 給付管理票でサービス事業所の番号に誤りがあった場合

(例) 居宅サービスが3事業所で実施しており、居宅介護支援事業所等の「給付管理票」提出で1サービス事業所分が誤って記載され提出した場合。

《請求》



《対応》



※違う事業所番号を記載した場合であっても不備等がなければ給付管理票は決定となり、給付管理票で記載がないサービス事業所の請求明細書は0単位で決定されます。

※居宅介護支援事業所で“修正”をすることにより、0単位で決定となっていたサービス事業所の請求明細書が請求単位数に復活しますので、サービス事業所は再請求の必要はありません。

※給付管理票の“修正は”当初提出した給付管理票情報を上書き処理するため、修正箇所のみで提出すると、その他の前回提出した正しい情報は抹消されますので、新規と同様に全ての情報が必要です。